

自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第4号に規定に基づく長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する規則(平成25年相模原市規則第40号)第5条に定める区域は次のとおりです。

次の区域内の住宅は認定できません。

根拠法	区域
地すべり等防止法第3条第1項 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律第9条第1項 (平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域